

会津若松市公告 第 327 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。

令和8年9月9日

会津若松市長 室井 照平

1	業務番号	第 795 号				
2	業務名	不用物品（車両）の売却				
3	物件番号及び概要	物件番号	物件名	総排気量	予定価格	入札保証金
		8-車-5	大型特殊自動車 タイヤ・ドーザ（小松）	6.49 L	1,470,000 円	147,000 円
		8-車-6	大型特殊自動車 ロータリ除雪自動車 （ニイガタ）	5.75 L	440,000 円	44,000 円
		8-車-7	特種軽自動車 消防車（ダイハツ）	0.65 L	220,000 円	22,000 円
		8-車-8	特種軽自動車 消防車（ダイハツ）	0.65 L	220,000 円	22,000 円
		8-車-9	特種普通自動車 消防車（ニッサン）	1.99 L	193,000 円	19,300 円
		8-車-10	特種普通自動車 消防車（トヨタ）	2.77 L	193,000 円	19,300 円
4	入札方法	紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システムを利用して行う。				
	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時（開札時をいう。）において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。				
5	①	次に掲げるいずれにも該当しない者であること。 （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号又は第2項の各号に該当すると認められる者。 （2）参加仮申し込みの時点で、18歳未満の者。 （3）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、会津若松市長が不適格であると認める者。 （4）会津若松市に納税義務を負っている者で、納付すべき市税を完納していない者。 （5）入札手続きについて日本語を完全に理解できない者。 （6）日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者。 （7）会津若松市が定める「会津若松市インターネット公有財産等売却ガイドライン」及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容について承諾せず、順守できない者。 （8）売却物件の買受について、一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者。 （9）売却物件に関する事務に従事している者。				
	②	あらかじめ入札参加申込の手続きをしている者。				
	入札参加仮申込の受付					
6	① 仮申込の方法	インターネット公有財産売却システム上で、一連の手続きを行う。				
	② 仮申込期間	令和8年9月9日（水）午後1時 から 令和8年9月29日（火）午後2時 まで				
	入札参加申込の受付					
	① 提出書類	所定の申込書及び必要書類は、市ホームページに掲載				
	② 提出方法	持参又は郵送により提出すること。				
7	③ 提出先	〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212				
	④ 申込期間	令和8年9月9日（水）午後1時 から 令和8年10月1日（木）午後5時 まで				
	⑤ 注意事項	郵送による場合は、上記申込期間内日付の消印有効とし、持参の場合には、開庁日の午前8時30分から午後5時までの受付とする。				

	入札に関する情報を示す場所及び期間	
8	① 場所	市ホームページ 及び インターネット公有財産売却システム
	② 期間	令和8年9月9日（水）午後1時 から 令和8年10月27日（火）午後5時 まで
	下見会の実施について	
9	① 期間	令和8年9月16日（水）から令和8年9月18日（金）までのうち、午前9時から午後4時までの間、随時。
	② 場所	8-車-5、8-車-6：道路河川管理センター（会津若松市神指町大字南四合字オノ神491-1） 8-車-7、8-車-8、8-車-9、8-車-10：会津若松市役所追手町第二庁舎グラウンド内（会津若松市追手町2番41号）
	③ 申込方法	希望日の前日午後5時までに、下記により申し込みをすること。 会津若松市契約検査課へ電話連絡 0242-39-1212
	入札方法及び期間	
10	① 入札方法	入札は、インターネット公有財産売却システム上で入札価格を登録することにより行う。 入札者は 見積もった契約希望金額を入札価格として登録 すること。
	② 入札期間	令和8年10月13日（火）午後1時 から 令和8年10月21日（水）午後1時 まで
11	入札回数	初度のみの1回とする。なお、一度行った入札について、入札者の都合による取消や変更はできない。
	入札保証金	入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付すること。
12	① 入札保証金の額	入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の額とする。
	② 納付方法	クレジットカード によるものとする。
	③ 注意事項	落札者が納付した入札保証金は、全額契約保証金に充当する。また、入札保証金には利息を付さない。
	開札日時等	
13	① 開札日時	令和8年10月21日（水）午後1時30分
	② 開札場所	インターネット公有財産売却システム上
14	落札者の決定	物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定価格とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。なお、最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
15	入札の無効	① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者のした入札
		② その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
16	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
17	契約保証金	契約保証金は入札保証金と同額とし、入札保証金を全額契約保証金に充当する。ただし、契約保証金には利息を付さない。
18	売払代金残金の納付	① 契約を締結した者は、令和8年11月4日（水）午後2時30分までに、会津若松市が指定する方法により売払代金の残額を納付しなければならない。
		② 納入期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は全額、会津若松市に帰属する。
		③ 納付する金額は、落札価格から契約保証金を差し引いた金額とする。
19	物件の引き渡し	① 売払代金の残金の納付を会津若松市が確認した後、現状のまま物件を引き渡す。
		② 引き渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。
20	その他	① 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
		② 会津若松市は、物件の引き渡し後は、その商品の種類または品質に関して一切の担保責任を負わないものとする。
		③ 本公告に係るガイドライン、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。